

狛江市剣道連盟会則

第一章 総則

第1条 本会は、狛江市剣道連盟と称する。

第2条 本会の所在地は会長の自宅に置く。

第3条 本会の事務局は、理事長の自宅に置く。ただし、事務局長を置く場合は、事務局長の自宅に置くことができる。

第4条 本会は、狛江市内の剣道団体で、東京都剣道連盟及び西東京剣道連盟に加入している団体または個人で、本会の設立目的に賛同する者を会員とする。

第二章 目的及び事業

第5条 本会は、剣道の普及振興と剣技の上達及び会員相互の親睦と融和、団結を図ると共に、地域社会の発展と青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

第6条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 剣道昇段審査及び他団体主催の各種講習会の案内と参加手続き
2. 市内講習会の実施及び市内合同稽古会の実施
3. 西東京剣道連盟及び市内合同稽古会の実施
4. 剣道大会の開催及び剣道大会への選手、役員の派遣等
5. その他、本会の目的を達成するために必要と認める事業の実施

第三章 会員

第7条 本会は、狛江市地域において剣道の修業をする団体及び個人を会員とする。

第8条 団体の加盟及び脱退は、理事会の承認を得なければならない。

第9条 団体に所属する会員で、一級及び段位受審者は本会に登録しなければならない。

第四章 役員

第10条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	1名
理事長	1名
事務局長	1名以 内
理事	若干名
会計	1名
会計監査	1名

第五章 役員を選任及び任務、任期

第 11 条 役員を選任方法は次のとおりとする。

1. 会長、副会長は理事会において選出する。
2. 理事長は役員の中から互選により選出する。
3. 会長は前号のほか特に必要と認められた場合には、理事会に諮って常任理事を若干名指名することができる。
4. 会計は理事会において選出する。
5. 会計監査は理事会において選出する。

第 12 条 役員は、次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は、会長を補佐して会長に事故がある時はこれを代行する。
3. 理事長は、会長を補佐して会務を処理する。
4. 理事長に事故がある時は、会長の指名する者がこれを代行する。
5. 理事は、理事会の構成員となり、本会の業務を執行する。
6. 会計は、本会の収入、支出の任に当たる。

第 13 条 役員は任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

第 14 条 本会の事務を処理するために事務局を置く。

第 15 条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

第六条 会議及び会費

第 16 条 理事会は、本会最高の議決機関であって、会長、副会長、理事によって構成する。但し代理は認めるものとする。

第 17 条 理事会は、定例会、臨時会とし、会長がこれを招集する。

第 18 条 理事会は、次の事項を議決する。

1. 会則の改廃
2. 事業計画及び予算の策定
3. 決算の承認
4. その他、会則に定める一切の事項

第 19 条 理事会は、構成員の半数以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の賛成を持って決定し、同数の場合は議長が決するものとする。

第 20 条 本則に定めのない事項については、役員協議の上決定することができる。

第 21 条 本会の会費は中学生以上は年額 3,000 円、小学生は 1,000 円とする。

付則

1. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。
2. 本会則は、平成4年6月 15 日から施行する。
3. 平成 16 年4月1日 一部改正
4. 平成 20 年4月1日 一部改正
5. 平成 24 年4月1日 一部改正
6. 平成 31 年4月1日 一部改正
7. 令和8年4月1日 一部改正
8. 令和 8 年4月18 日 一部改正